

第16款 諸支出金

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
第16款 諸支出金		99,504,977	109,708,888	△ 10,203,911
1項	地方消費税清算金	47,262,792	52,488,449	△ 5,225,657
	1目 地方消費税清算金	47,262,792	52,488,449	△ 5,225,657
	地方消費税清算金 P. 358	47,262,792	52,488,449	△ 5,225,657
2項	利子割交付金	134,340	149,567	△ 15,227
	1目 利子割交付金	134,340	149,567	△ 15,227
	利子割交付金 P. 358	134,340	149,567	△ 15,227
3項	配当割交付金	873,984	917,166	△ 43,182
	1目 配当割交付金	873,984	917,166	△ 43,182
	配当割交付金 P. 359	873,984	917,166	△ 43,182
4項	株式等譲渡所得割交付金	867,892	401,801	466,091
	1目 株式等譲渡所得割交付金	867,892	401,801	466,091
	株式等譲渡所得割交付金 P. 359	867,892	401,801	466,091
5項	法人事業税交付金	3,758,176	2,559,476	1,198,700
	1目 法人事業税交付金	3,758,176	2,559,476	1,198,700
	法人事業税交付金 P. 360	3,758,176	2,559,476	1,198,700
6項	地方消費税交付金	44,962,023	51,478,048	△ 6,516,025
	1目 地方消費税交付金	44,962,023	51,478,048	△ 6,516,025
	地方消費税交付金 P. 360	44,962,023	51,478,048	△ 6,516,025
7項	ゴルフ場利用税交付金	734,421	756,497	△ 22,076
	1目 ゴルフ場利用税交付金	734,421	756,497	△ 22,076
	ゴルフ場利用税交付金 P. 361	734,421	756,497	△ 22,076
8項	環境性能割交付金	911,319	957,854	△ 46,535
	1目 環境性能割交付金	911,319	957,854	△ 46,535
	環境性能割交付金 P. 361	911,319	957,854	△ 46,535
9項	利子割精算金	30	30	
	1目 利子割精算金	30	30	
	利子割精算金 P. 362	30	30	

第17款 予備費

(単位:千円)

事業名		本年度	前年度	比較
第17款 予備費		700,000	200,000	500,000
1項	予備費	700,000	200,000	500,000
	1目 予備費	700,000	200,000	500,000
	予備費	700,000	200,000	500,000

第16款 諸支出金

年度	3	事業名 (事項)	地方消費税清算金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	不動産・軽油係	
				連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計					
予算科目	第16款 諸支出金 - 第1項 地方消費税清算金 - 第1目 地方消費税清算金				説明書ページ	218
事業期間	H9年～年		根拠法令等	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額		47,262,792				47,262,792
(前年度)		52,488,449				52,488,449
(前々年度)		40,420,362				40,420,362
決算額						
(前年度)		47,707,307				47,707,307
(前々年度)		39,917,087				39,917,087
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連	
地方消費税は、最終消費地所在の都道府県に帰属すべきであるが、最終消費地と課税地の不一致が生じるため、都道府県間において消費関連指標により清算を行い、最終消費地と課税地の一致のための調整を行う。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳	
○消費関連指標 (小売年間販売額・サービス業対個人事業収入額・人口)により、各都道府県の消費に相当する額を算出して、そのシェアにより都道府県間の清算を行う。 (清算月: 5月、8月、11月、2月)					22 償還金	47,262,792

年度	3	事業名 (事項)	利子割交付金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	事業税係	
				連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計					
予算科目	第16款 諸支出金 - 第2項 利子割交付金 - 第1目 利子割交付金				説明書ページ	218
事業期間	S63年～年		根拠法令等	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額		134,340				134,340
(前年度)		149,567				149,567
(前々年度)		235,785				235,785
決算額						
(前年度)		210,068				210,068
(前々年度)		218,371				218,371
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連	
利子所得に対する住民税について制度簡素化のため県民税としてのみ課税していることから、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費(節)の内訳	
○県民税利子割納入額のうち個人に対する部分の59.4%を市町村毎に按分し交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月: 8月、12月、3月)					18 交付金	134,340

第16款 諸支出金

年度	3	事業名 (事項)	配 当 割 交 付 金			担当部課	総務部 税務課
						担当者	事業税係
						連絡先	027-226-2196
会計名	一般会計						
予算科目	第16款 諸支出金 ー 第3項 配当割交付金 ー 第1目 配当割交付金				説明書ページ	218	
事業期間	H16年 ～ 年		根拠法令等 地方税法、県税条例				
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県 債	一般財源	
当初予算額		873,984				873,984	
(前年度)		917,166				917,166	
(前々年度)		833,357				833,357	
決算額							
(前年度)		1,028,861				1,028,861	
(前々年度)		1,071,670				1,071,670	
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>上場株式等の配当に対する住民税について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みとして県民税配当割が平成16年1月に創設されたことに伴い、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。</p>							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費 (節) の内訳		
<p>○県民税配当割納入額の59.4%を市町村に交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月：8月、12月、3月)</p>					18 交付金	873,984	

年度	3	事業名 (事項)	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			担当部課	総務部 税務課
						担当者	事業税係
						連絡先	027-226-2196
会計名	一般会計						
予算科目	第16款 諸支出金 ー 第4項 株式等譲渡所得割交付金 ー 第1目 株式等譲渡所得割交付金				説明書ページ	218	
事業期間	H16年 ～ 年		根拠法令等 地方税法、県税条例				
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県 債	一般財源	
当初予算額		867,892				867,892	
(前年度)		401,801				401,801	
(前々年度)		652,180				652,180	
決算額							
(前年度)		1,254,590				1,254,590	
(前々年度)		639,129				639,129	
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>株式等の譲渡所得に対する住民税について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組みとして県民税株式等譲渡所得割が平成16年1月に創設されたことに伴い、市町村民税に相当する部分を交付金として支出する。</p>							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費 (節) の内訳		
<p>○県民税株式等譲渡所得割納入額の59.4%を市町村に交付する。 按分率は、各市町村に係る個人県民税額の本県の個人県民税の総額に対する割合の前3年度平均。 (交付月：3月)</p>					18 交付金	867,892	

第16款 諸支出金

年度	3	事業名 (事項)	法 人 事 業 税 交 付 金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	事業税係	
				連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計					
予算科目	第16款 諸支出金 - 第5項 法人事業税交付金 - 第1目 法人事業税交付金				説明書ページ	218
事業期間	R 2年 ~ 年		根拠法令等	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県 債	一般財源
当初予算額		3,758,176				3,758,176
(前年度)		2,559,476				2,559,476
(前々年度)						
決算額						
(前年度)		2,559,476				2,559,476
(前々年度)						
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>地方法人課税の偏在是正措置として行われる地方法人税 (国税) の税率引上げに伴う法人住民税法人税割の税率引下げにより、都道府県より引下げの大きい市町村分の減収補填措置として法人事業税の一部を市町村に交付する。</p>						
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費 (節) の内訳		
○法人事業税収の7.7%を交付額とし、市町村に交付する。 (交付月：8月、12月、3月)				18 交付金		3,758,176

年度	3	事業名 (事項)	地 方 消 費 税 交 付 金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	不動産・軽油係	
				連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計					
予算科目	第16款 諸支出金 - 第6項 地方消費税交付金 - 第1目 地方消費税交付金				説明書ページ	218
事業期間	H 9年 ~ 年		根拠法令等	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県 債	一般財源
当初予算額		44,962,023				44,962,023
(前年度)		51,478,048				51,478,048
(前々年度)		38,096,596				38,096,596
決算額						
(前年度)		44,621,088				44,621,088
(前々年度)		36,553,797				36,553,797
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連		
<p>地方分権の推進・地域福祉の充実に重要な役割を果たす市町村の安定的な財政基盤確立のため、また、消費譲与税の廃止に伴う市町村の歳入不足を補填するため、地方消費税の一部を市町村に交付する。</p>						
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費 (節) の内訳		
○都道府県間の清算後の地方消費税の実収入額の2分の1の額を市町村の人口、従業者数により按分し交付する。 (交付月：6月、9月、12月、3月)				18 交付金		44,962,023

第16款 諸支出金

年度	3	事業名 (事項)	ゴルフ場利用税交付金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	事業税係	
				連絡先	027-226-2196	
会計名	一般会計					
予算科目	第16款 諸支出金 一第7項 ゴルフ場利用税交付金 一第1目 ゴルフ場利用税交付金				説明書ページ	219
事業期間	S41年～年		根拠法令等	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額		734,421				734,421
(前年度)		756,497				756,497
(前々年度)		776,907				776,907
決算額						
(前年度)		692,593				692,593
(前々年度)		791,861				791,861
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連		
地方税法第103条の規定により、ゴルフ場に通じる道路の整備等に係る市町村の財政負担に考慮し、ゴルフ場利用税の一部を市町村に交付する。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳		
○ゴルフ場利用税収入額の10分の7を交付額とし、ゴルフ場が所在する市町村に対して交付する。 (交付月：8月、12月、3月)				18 交付金	734,421	

年度	3	事業名 (事項)	環境性能割交付金	担当部課	総務部 税務課	
				担当者	不動産・軽油係	
				連絡先	027-226-2198	
会計名	一般会計					
予算科目	第16款 諸支出金 一第8項 環境性能割交付金 一第1目 環境性能割交付金				説明書ページ	219
事業期間	R元年～年		根拠法令等	地方税法、県税条例		
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
当初予算額		911,319				911,319
(前年度)		957,854				957,854
(前々年度)		475,580				475,580
決算額						
(前年度)		782,437				782,437
(前々年度)		372,073				372,073
事業目的 (県民にとってのメリットは?)				新・総合計画(基本計画)との関連		
地方税法第177条の6の規定により、自動車税環境性能割の一部を市町村に交付する。						
事業計画 (具体的に何をするのか?)				事業費(節)の内訳		
○自動車税環境性能割収入額の44.65%を交付額とし、各市町村の道路延長、道路面積により按分して交付する。 (交付月：8月、12月、3月)				18 交付金	911,319	

第16款 諸支出金

年度	3	事業名 (事項)	利 子 割 精 算 金			担当部課	総務部 税務課
						担当者	事業税係
						連絡先	027-226-2196
会計名	一般会計						
予算科目	第16款 諸支出金 - 第9項 利子割精算金 - 第1目 利子割精算金				説明書ページ	219	
事業期間	S 63年 ~ 年		根拠法令等 地方税法、県税条例				
		事業費	国庫支出金	その他特定財源	県 債	一般財源	
当初予算額		30				30	
(前年度)		30				30	
(前々年度)		30				30	
決算額							
(前年度)		30				30	
(前々年度)		4				4	
事業目的 (県民にとってのメリットは?)					新・総合計画(基本計画)との関連		
法人所得に対する二重課税の回避を目的とした法人県民税の利子割控除が、法人の本店所在地の都道府県で一括して行われることから、都道府県間の調整を図るために精算金を支出する。							
事業計画 (具体的に何をするのか?)					事業費 (節) の内訳		
○他の都道府県に対して申告があり、当該都道府県の法人県民税から控除され、又は還付若しくは充当された利子割相当額のうち、本県において課した利子割相当額を他の都道府県からの請求に基づき支出する。 (精算月：7月、11月、2月)					22 償還金	30	